

平成19年度財務監査(1) 監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

なお、関口和雄前監査委員および西川康彦前監査委員が本監査の執行に関与し、藤井たかし監査委員および吉田ゆりこ監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の時期

平成19年4月25日から同年5月16日までの間において実日数11日間

2 監査の対象

健康福祉事業本部 経営課

健康福祉事業本部 福祉部

地域福祉課、高齢社会対策課(以下の施設を含む。栄町敬老館、春日町敬老館、石神井台敬老館、三原台敬老館)、介護保険課、介護予防課、障害者施策推進課(以下の施設を含む。氷川台福祉園、関町福祉園、光が丘福祉園、大泉学園町福祉園、心身障害者福祉センター)、障害者サービス調整担当課、練馬総合福祉事務所、光が丘総合福祉事務所、大泉総合福祉事務所

健康福祉事業本部 健康部

健康推進課、地域医療課、生活衛生課、保健予防課、豊玉保健相談所、北保健相談所、石神井保健相談所、関保健相談所

健康福祉事業本部 児童青少年部

子育て支援課(以下の施設を含む)

子ども家庭支援センター、練馬ぴよぴよ(子育てのひろば)

児童館4館(併設学童クラブ4か所) 栄町、春日町、石神井台、三原台

学童クラブ5か所 石神井台けやき、関町北、光が丘コスモス、光が丘あさがお、光が丘つくし

計画調整担当課

保育課(以下の施設を含む)

保育園4園 向山、石神井町つつじ、光が丘第八、東大泉第三

青少年課

3 監査の概要

今回の監査は、監査対象部課および課の所管する施設における平成18年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、施設の管理状況が良好かどうかについて実施した。

4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。